

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金制度

那珂川市では、市民の快適な生活環境を確保するため、飼い主のいない猫への不妊去勢手術費に対して補助を行っています。

補助対象者

補助金の交付対象者は、18歳以上の那珂川市内に住所を有する人で、指定動物病院に猫を持参して手術を受けさせることができる人が対象となります。

補助対象の猫及び対象手術

- おおむね生後6月以上の飼い主のいない猫。
- 手術後は必ず耳先カット措置を実施します。
※対象猫が既に手術済みであることが判明したときも耳先カット措置を実施します。

補助金の交付額

〈内訳〉

性別	補助単価（税込）*耳先カット含む
メス	26,000円/頭
オス	16,000円/頭



※上記の補助金額を上限として交付します。

※開腹後に手術済みであることが判明した場合は、耳先カット措置は補助対象としますが、手術前に手術済みであることが判明した場合は、それまでに要した費用は補助対象となりません。

※手術以外の医療費（ワクチンやノミ駆除薬など）は補助対象となりません。

※補助金は、予算の範囲内で交付します。予算を超えて補助申請があった場合は、補助交付は終了となります。

指定動物病院一覧 ※補助対象となる動物病院は下記の通りです。

動物病院名	住所	電話番号
メイプル動物病院	那珂川市中原3丁目25	092-952-1616
むく動物病院	那珂川市西隈1丁目12-2	092-408-2096
こばやし動物病院	那珂川市片縄3丁目33	092-951-0077
そら動物病院	那珂川市観晴が丘15-18	092-555-6663

※上記の動物病院以外での手術は補助対象外です。

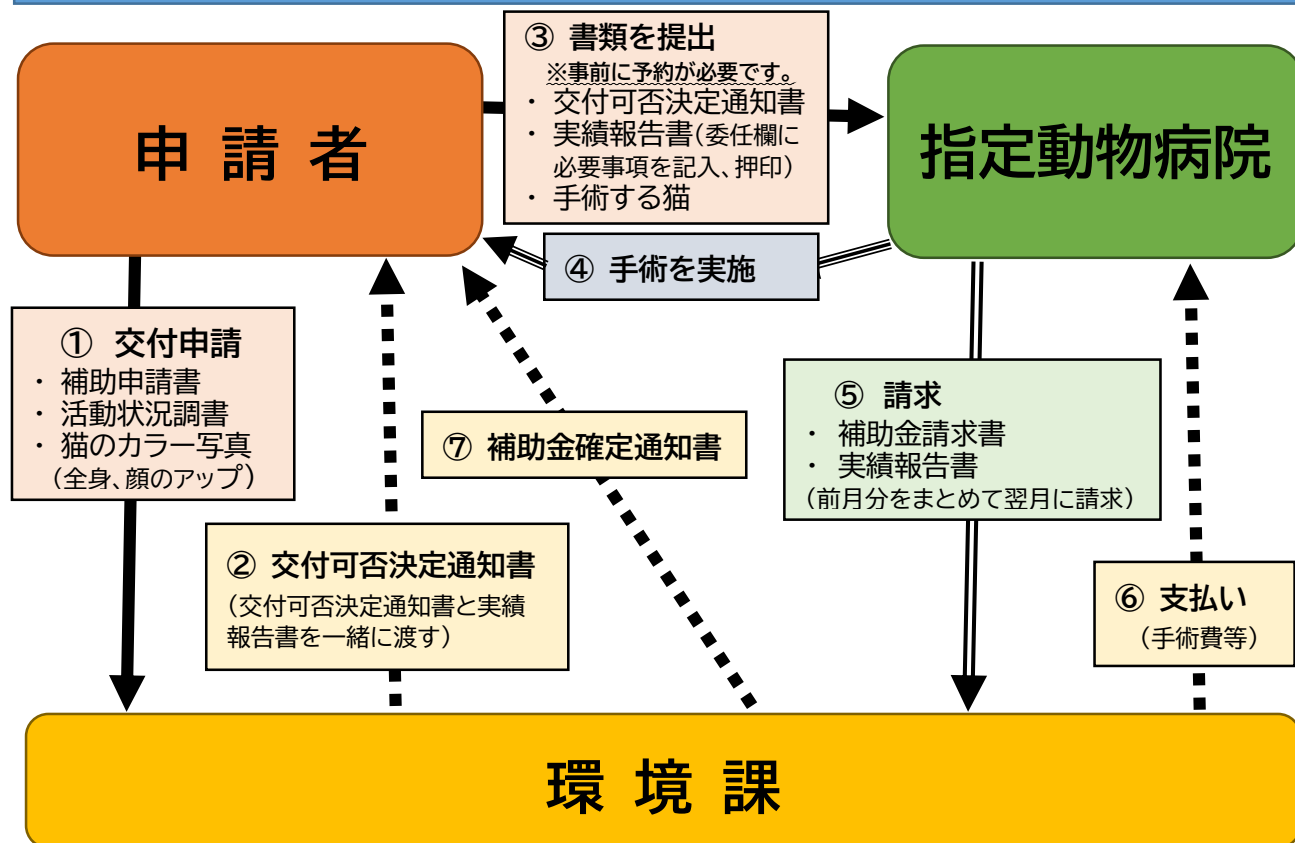
《用語》

- (1) 飼い主のいない猫・・・野良猫（特定の飼い主がおらず、那珂川市内の屋外で生息している猫）
- (2) 不妊手術・・・卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいいます。
- (3) 去勢手術・・・精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいいます。
- (4) 耳先カット措置・・・不妊又は去勢手術済みであることを識別するために、猫の耳の一部（オスは右耳、メスは左耳）をカットする措置をいいます。

申請時の注意点

- 一度に複数頭の申請はできません。
- 対象猫は手術終了後、終生にわたり飼養できる方に、無償で引き渡すように努め、終生にわたり飼養できる方がいない場合は元の生息場所に戻してください。

補助金交付の流れ（フロー図）



- ① 申請者は、申請書類『不妊去勢手術費補助申請書』（様式第1号）と『飼い主のいない猫給餌等活動状況調書』（様式第2号）を記入の上、手術前の猫のカラー写真（全身及び顔の拡大写真）を添付し、環境課に提出する。
- ② 環境課は、当該申請に係る調査等により補助金の交付の可否を決定し、『不妊去勢手術費補助金交付可否決定通知書』（様式第3号）と『飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書』（様式第5号）を申請者に通知する。
- ③ 申請者は、『飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書』（様式第5号）の委任欄に必要事項を記入し、押印の上、指定動物病院に提出する。
- ④ 申請者は、決定通知書に記載された有効期限までに、指定動物病院に『不妊去勢手術費補助金交付可否決定通知書』（様式第3号）を提示し、手術を行う。
- ⑤ 指定動物病院は、手術実施後に『飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金請求書』（様式第6号）と『飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書』（様式第5号）を添付し、原則、月単位でまとめ、前月分を翌月までに環境課に提出する。
- ⑥ 環境課は、当該請求に係る書類の審査等を行い、補助金の支給が適当と認めたときは交付の決定を行い、30日以内に当該補助金を指定された支払方法により交付する。
- ⑦ 補助金等の交付を決定したときは、すみやかに『飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付確定通知書』（様式第7号）を申請者に通知する。

【問い合わせ先】

那珂川市 市民生活部 環境課 生活環境担当 TEL：092-953-2211（内線 182. 184. 185）